

講師謝礼支払額基準

(目的)

第1条 この基準は、公益社団法人東京都医薬品登録販売者協会（以下「当協会」という。）において講師等に支払う謝礼の額の基準を定めることを目的とする。

(謝礼の額)

第2条 講師等に支払う謝礼の額は、別表に定める基準によるものとする。

ただし、特別基準額の算定は、次の各号によるものとし、額は、その都度、会長が決定する。

- (1) 外部講師の著名度又は講義の内容の質が特に高いと認められる場合
- (2) 当協会に対する貢献度が特に高い場合

(謝礼の割増し)

第3条 遠隔地から講師等を招へいする場合は、前条に定める謝礼の額に、一講師当たり、次の各号に定める時間に乗じて得た額の割増を行うものとする。

- (1) 片道 50キロメートル以上100キロメートル未満 1時間
- (2) 片道100キロメートル以上200キロメートル未満 2時間
- (3) 片道200キロメートル以上400キロメートル未満 3時間
- (4) 片道400キロメートル以上 4時間

2 前項各号における距離の計算は、講師等の勤務地又は住所地から研修会場までの最も経済的かつ合理的な交通機関の距離による。

(外部講師に対する交通費の支給)

第4条 外部講師に対しては、交通費として5000円を支給する。ただし、外部講師の勤務地又は住所地から研修会場までの最も経済的かつ合理的な交通機関の交通費が5000円を超える場合には、実費を支給する。

2 当該講師が自動車を使用して移動した場合にも、第3条及び前項の規定を準用する。

附則 この基準は平成28年4月18日から施行する。

この基準は令和2年4月1日から施行する。

(別表)

区 分		支 払 額 (1時間)
A	大学教授、弁護士、公認会計士、医師、ジャーナリスト 著名民間学者、民間企業最高管理者、官公庁局・部長級	12,500(税込)
B	大学准教授、短期大学教授、民間企業部長級、官公庁課 長級、小・中・高校校長	11,500(税込)
C	大学講師・助教・助手、短期大学准教授・講師等、高専 教授、民間専門研究者、官公庁課長補佐級、民間企業課 長級、小・中・高校副校長	10,500(税込)
D	高専准教授・講師、小・中・高校教諭、民間技術者、民 間企業係長級、官公庁係長以下	9,500(税込)
E	上記以外の者	5,500(税込)
F	当協会内部講師	2,500(税込)

(備考)

1. 退職等により区分が明らかでない者については、退職する際の職位を準用する。
2. 時間数に端数が生じる場合は、次のとおりとする。
 - (1) 30分以下の端数が生じる場合は、1時間あたりの半額とする。
 - (2) 30分超1時間未満の端数が生じる場合は、1時間の額とする。
3. 研修会、講習会において受講者が50名未満の場合は、基準額の60%の額とする。